

収集運搬業者における電子マニフェスト利用状況に関するアンケート調査結果（後編）

調査部

JWセンターでは、収集運搬業者の電子マニフェストシステム利用状況を把握し、今後の電子マニフェスト普及活動とより一層のシステムの利便性向上を図るための参考情報を得るために、収集運搬業者における電子マニフェスト利用状況に関するアンケート調査を実施した。

前号（春号）では、「アンケート調査結果（前編）」として、アンケート調査の実施概要、収集運搬業者の体制、電子マニフェストの利用状況、業務効率化の効果に関する回答結果を報告した。

本夏号の後編では、電子マニフェストの利用方法、排出事業者への支援状況、電子マニフェストへの要望等の回答結果とアンケート調査結果の所感を報告する。

前編参照URL https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2021/04/kikansi_202104_p08_11.pdf

1 アンケート集計結果

(1) 電子マニフェスト利用形態

回答いただいた収集運搬業者におけるASPが提供するシステムを利用する割合は、約34%であった（図1）。1者で複数のASPのシステムを利用する収集運搬業者が多数おり、1者が利用するASPのシステム数は平均で1.9、多いところでは20以上のシステムを利用している業者もあった。

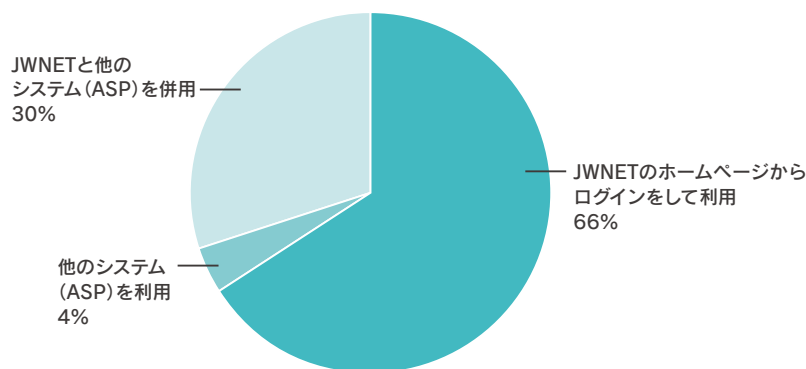


図1 電子マニフェスト利用形態（回答数：330）

(2) 運搬終了報告の方法

事務所でパソコンを操作して報告する収集運搬業者が多く、ドライバーがスマートフォン等の携帯端末を操作しているという回答は少なかった（図2）。

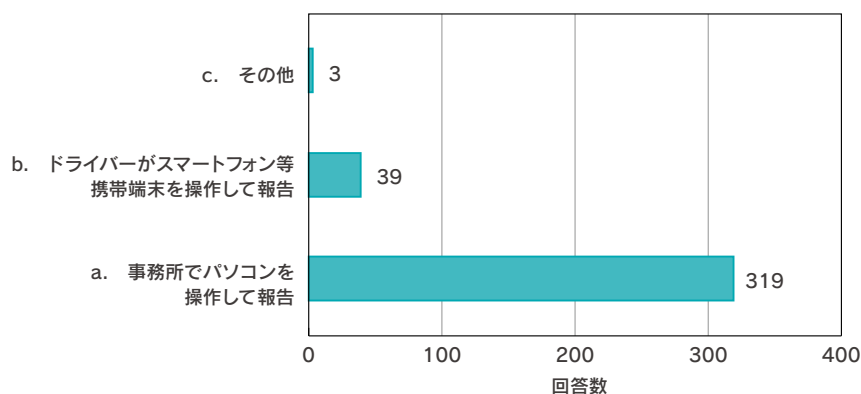


図2 電子マニフェスト運搬終了報告方法（複数回答可）

(3) 受渡確認票の運用方法

受渡確認票は、JWNETの様式または排出事業者の独自の様式を利用していると回答した収集運搬業者が最も多かった（図3）。受渡確認票は、JWNETの様式で電子マニフェストの運用に特に支障はないと考えられるが、排出事業者の都合等により、独自の様式を利用している場合がある。

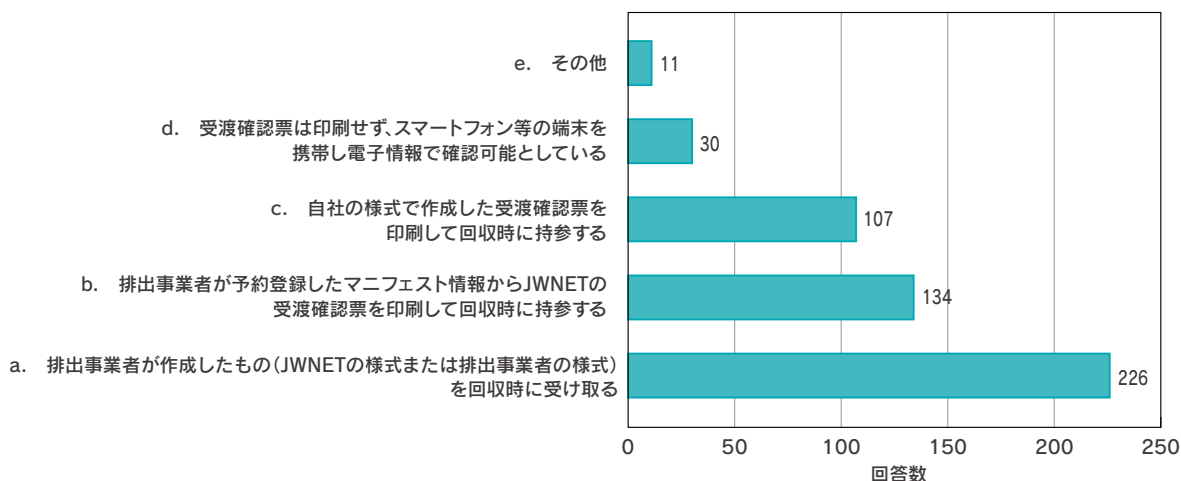


図3 受渡確認票の運用方法（複数回答可）

運用方法については、以下の回答が得られた。

- ・最近では、コンサルタント等も入っており、各社独自のサイトを経て印刷している（EDI利用）。
- ・排出事業者が作成したもの（排出事業者の様式）を前日までにPDFで送信してもらい、それを印刷して回収時に持参する。
- ・排出事業者が作成したもの（JWNETの様式または排出事業者の様式）を印刷して回収時に持参する。
- ・ASPで作成したものを利用している。
- ・自社の様式で作成した受渡確認票を携帯端末で確認できるようにしている。
- ・早朝に回収する場合は、収集量を回収当日にFAXして、排出事業者に登録してもらう。
- ・医師会様式の受渡確認票を回収時に持参する。

(4) 排出事業者の支援状況

今回のアンケート調査で回収した回答数337のうち、約半数は排出事業者のマニフェストに関する業務について何らかの支援をしていた。支援する業務は、紙マニフェストA票を作成しているとの回答が最も多かった（図4）。

また、作成支援を行っている場合は、支援している排出事業者数と、1日の業務の中で支援に要する時間がおおよそどの程度かを質問した（表1）。前号で示したとおり、マニフェストの年間平均利用件数は電子マニフェストで6,125件、紙マニフェストで8,462件であり、電子マニフェストの利用件数が多い収集運搬業者は紙マニフェストの利用も多いという結果となっていたことから、マニフェストの件数が多い収集運搬業者では、電子化が進んでも、A票の作成や交付等状況報告書の作成等、紙マニフェストに関係する支援業務が残るため、電子マニフェストの導入効果を実感しにくいものと考えられる。

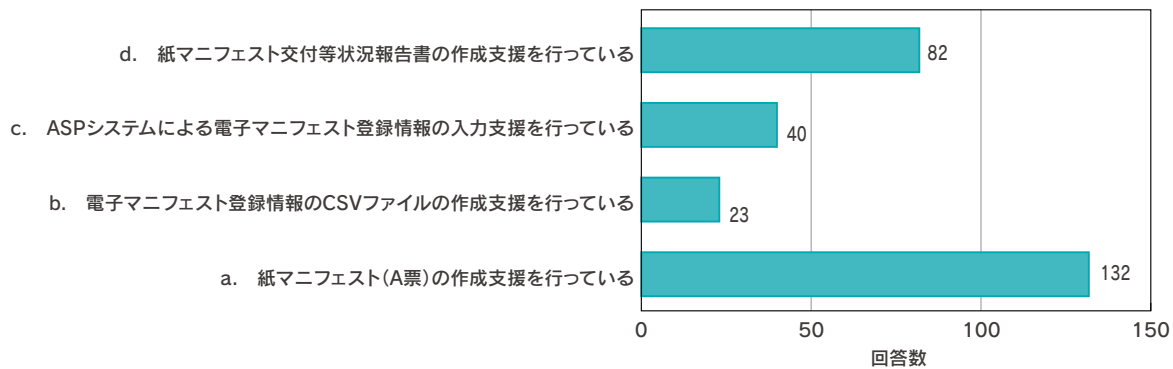


図4 排出事業者への支援状況（複数回答可）

表1 作成支援を行っている排出事業者数と1日の業務の中で作成に要する時間

	送付数		
	排出事業者数	最大値	平均
a. 紙マニフェスト（A票）の作成支援を行っている	排出事業者数	3,500	140.7
	1日作業時間(分)	420	35.2
b. 電子マニフェスト登録情報のCSVファイルの作成支援を行っている	排出事業者数	200	7.7
	1日作業時間(分)	60	9.1
c. ASPシステムによる電子マニフェスト登録情報の入力支援を行っている	排出事業者数	500	15.4
	1日作業時間(分)	180	16.2
d. 紙マニフェスト交付等状況報告書の作成支援を行っている	排出事業者数	2,000	83.0
	1日作業時間(分)	24,000	465.7

(5) 現場登録支援機能の認知度

JWNETでは、ドライバーがスマートフォンやタブレットを使用し、収集運搬業者がマニフェストの作成を支援できる「現場登録支援機能」を提供しているが、この機能を知っているという収集運搬業者は28%にとどまっていた（図5）。

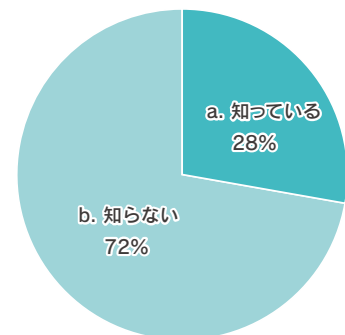


図5 現場登録支援機能の認知度（回答数：323）

参考URL 現場登録支援機能 <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/apply/genba/index.html>

(6) 新型コロナウイルス感染症対策を理由とした電子マニフェストの導入状況

令和2年度（令和2年4月以降）において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策（非接触等）を理由に、取引先の排出事業者が電子マニフェストを導入した事例があると回答した割合は2%とわずかであった（図6）。

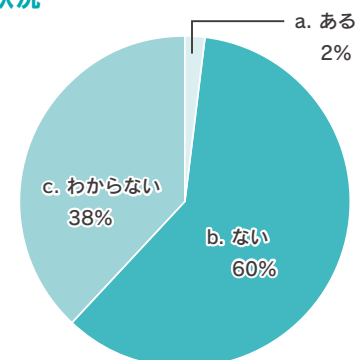


図6 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を理由にした電子マニフェストの導入状況（回答数：319）

(7) 電子マニフェストに関するJWセンターへの要望等

電子マニフェストに関するJWセンターへの要望等として、以下の回答があった。

- ・廃棄物の排出後、3日以内に電子マニフェスト登録を行うという規定があるため、電子マニフェスト登録を忘れる排出事業者がいる。また、その規定があるため、電子マニフェスト番号の無い受渡確認票を持参されるため、持ち込まれた受渡確認票と電子マニフェスト情報の照合に、非常に手間がかかる。
- ・排出事業者が登録したマニフェストに不備が多く、修正に手間がかかる。
- ・マニフェスト登録がされていない場合、排出事業者に連絡をする手間がかかる。
- ・排出事業者がシステムを理解していない例がきわめて多い。排出事業者が円滑かつ迅速に電子マニフェスト登録等の操作を行うことができるよう、説明会の開催、メール配信、説明書の作成等に取り組んでほしい。
- ・収集運搬業者も排出事業者と同じように、JWNET 利用分は情報処理センターが都道府県等に報告するようになってほしい。
- ・自治体から排出される産業廃棄物の委託処理での電子マニフェストの普及促進を図ってほしい。
- ・マニフェスト情報を検索しやすくしてほしい。(許可番号ではなく業者名で検索、車両番号で検索、照会項目を増やす、照会件数を無制限にする等)
- ・ASPが増えすぎて、対応に苦慮している。
- ・委託契約情報と紐付ける機能を付加してほしい。
- ・収集運搬、中間処理業者の金銭面の負担やマニフェスト作成等の負担をなくしてほしい。
- ・紙マニフェスト(A票)は収集運搬業者が作成する慣習があるので、電子マニフェストに移行するメリットが排出事業者側にあまりなく、普及が進まないように思う。
- ・全てが電子化されると、さらに便利で事務処理が簡素化される。
- ・操作方法、Q & A等ではわかりにくいことが多い。

2 アンケート結果の所感

前号のアンケート結果からは、収集運搬業者が電子マニフェストを導入することにより、マニフェストに関する事務作業時間が削減され、導入効果が得られていることがわかった。

一方、前号と今号の結果から、複数のASPへの対応、マニフェストの不備への対応、排出事業者への支援等により、年間数千件のマニフェストを取り扱う収集運搬業者でも、電子マニフェストの導入効果が実感できない等の課題があることがわかった。

今後の電子マニフェスト普及促進に向けて、排出事業者、収集運搬業者、処分業者それぞれに適切な運用の周知、収集運搬業者向けの機能の周知等により、電子マニフェストの導入効果が得られるよう努めていきたい。

【謝辞】 アンケート調査にご協力いただいた収集運搬業者の皆様に感謝申し上げます。